

向日葵

ひ ま わ り

第15号

平成24年12月12日発行

発行所
三条市農業委員会



甦る農地

昨年7月の福島、新潟豪雨で下田地区では河川や農地が多大な被害を受けました。

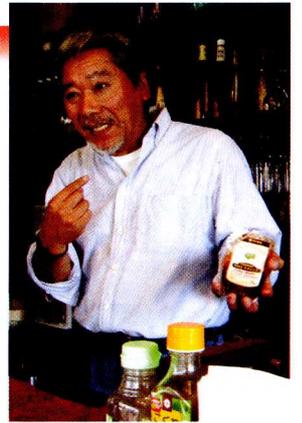
あれから1年余りが過ぎ、多くの復旧現場では建設機械の音が高らかに鳴りひびき、工事が進められている中、立派に農地が甦っています。

その反面、先人達が開拓し代々受け継がれてきた土地は草や樹木が生い茂り、太陽の光も届かず、決して元に戻らないと思われる農地が多く見られ、涙を流して泣いているように思えてなりません。このような耕作放棄地が増えるのは、時代の流れなのでしょうか。

(金子)



深山の果実 古来原種「こくわ(サルナシ)」栽培



山田宏高さん

6次産業化

深山に囲まれた下田地区の笹岡で農業を営む山田宏高さん(57)は、「山の珍果」『キウイフルーツの原種』であるこくわ(サルナシとも呼ぶ)を下田地区の特産品にして地域活性化しようと13年前から栽培を始めた。以来こくわの栽培とその調理法に研鑽を重ね、3年前にこくわを使ったレトルトのカレーや肉や野菜にも合うソースにたどりついた。そして一昨年の11月に農商工連携により、こくわ加工食品の販売と自宅裏に喫茶店「こくわ屋簾兵衛」を開業した。また、今年に入りカレーソースとパーキーソースを開発しこくわの需要はさらに高まっている。

地域資源を活かす

こくわはマタタビほど知名度はないが、メロンよりも甘くレモンの10倍のビタミンCがあり、ポリフェノールも含み果実酒にも適しており高級品扱いされている。また自生分では需要はまかないきれないと言われていて、全国に自生している割に全国での取り組みが少なく、期待の大きい市場とも言われている。

山田さんはこくわ以外にもマタタビやナツハゼも栽培しており、「果実でも木材でも山でも地域にあるものは全て活かしたい」という。それは「若い時の東京暮らしの経験が田舎の良さに気づかせてくれた」と話す。

耕作放棄地にも有効

今年10軒の農家で栽培面積は1ha。こくわは乾燥を好まず、半日陰地が適作地ということから山



こくわ(サルナシ)栽培畑

あいの休耕田を利用して。売上も順調で今年にはインターネット販売を自粛するほど。雌雄異株であるが、雌木の苗木も販売している。4年程度で実をつけるようになるという。栽培品種は「デワノマタタビ」。

「こくわ屋簾兵衛」

営業時間 11:00 ~ 16:00 まで
木曜定休日

TEL 46-4931

(大竹)

農業委員会からのお知らせ

「農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、活動計画について」

農業委員会が実施している、法令、促進事務等について、判断の透明性、全国的な公平性、活発な活動が求められています。

そのため、農業委員会では、毎年、これらの活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うこととしています。

この策定等にあたり、地域の農業者等から意見・要望等を募集します。お寄せいただいた意見・要望等は、活動の点検・評価、活動計画の参考とさせていただきます。透明性があり、効率・効果的なよりよい活動を目指します。

○24年度の点検評価(案)の縦覧

平成25年4月1日～4月30日

○25年度の活動計画(案)の縦覧

平成25年4月1日～4月30日

○意見・要望等を募集

平成25年4月1日～4月30日

○活動計画の縦覧

平成25年6月3日～

◆縦覧及び意見・要望等は、農業委員会事務局へ

農地転用許可 を得て 共同墓地 造成

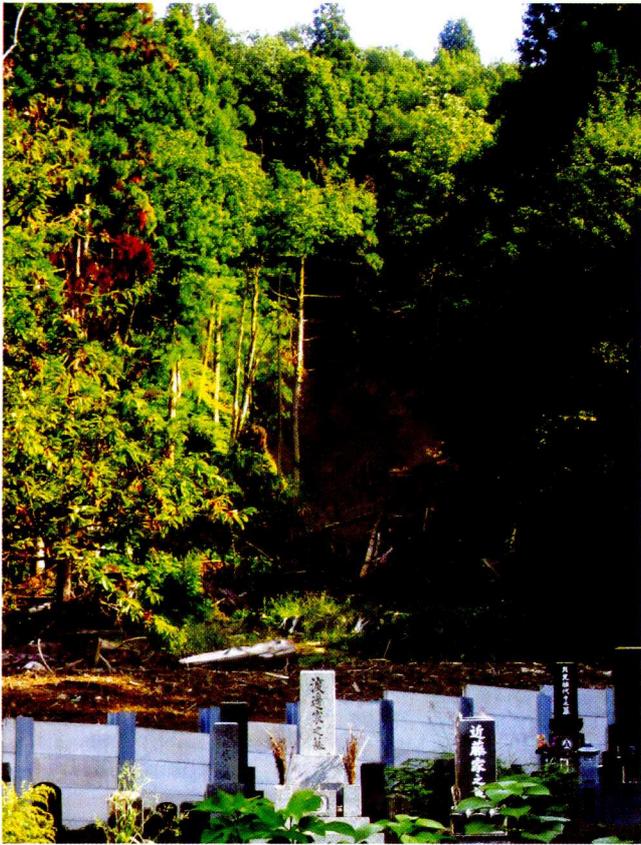
森町集落のお墓は集落の上手、長禪寺の脇の山裾に位置している。平成23年7月29日の新潟・福島豪雨で100軒程ある集落のお墓の1/3に当たる33軒のお墓が土砂崩れで甚大な被害を被った。幸いにして、災害を免れた墓地の上部には太い日鋼が等間隔に打ち込まれ、その間にコンクリート板を入れ二次災害を防いでいるが、現場は今も土砂崩れの跡が生々しく残っている。

齋藤自治会長さんは、土砂に埋もれたお墓の1軒1軒を確認し、協議の結果お墓の近くの別の場所に新しくお墓を作ることになった。造成場所が農振農用地畑である為に、平成23年11月に農振除外を申し出、平成24年4月に回答があり、公告縦覧を終えて、6月10日農地法第5条許可申請の手続きをとり、7月18日に転用許可となる。合

わせて環境課へ墓地造成の許可申請の手続きをとった。

地元ではお墓参りを春・秋の彼岸だけでなく、お盆にお参りをする習慣がある。許可申請の手続きに長時間費やしたものの、短期間で工事が完了し、新しいお墓で盆参りが出来たのも農業委員会の御蔭と感謝の言葉を戴いたが、自治会長さんの並々ならぬご努力と気持ち良く用地を提供された地権者、森町集落皆さんの熱意に他ならないと思いつつ墓地を後にした。

(阿部真)



土砂崩れでの被害



再建された集落墓地

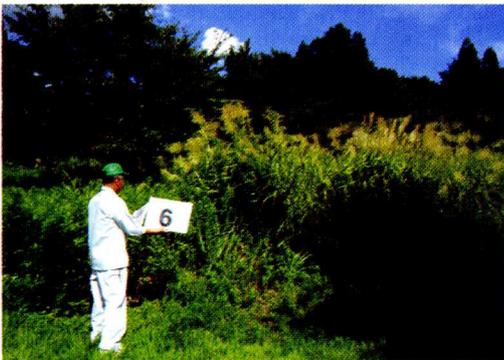


森町自治会長
齋藤清榮さん

農地パトロールを 実施して

九月一日午後一時から農地パトロールを担当地域農業委員と他一名の二人体制で遊休農地の実態把握、農地の違反転用の早期発見を主体に、これら的是正指導を目的とした農地パトロールを今年度は重点地域を下田地域として実施した。事前打ち合わせをして重点箇所を見て廻った。全般的に良く管理されているが、春先一回だけの草刈りで草丈が1mほどのところや、山林化している様な所が数ヶ所あった。特に山間地域においては平場と違い、未整備地が多く農業者の高齢化や、担い手不足等により維持管理も難しい状況になってきており、保全管理もやっとの所が多くみられた。今後このような農地が耕作放棄農地にならないように農家とともに、課題解消に向けて活動したいものです。

(蒲澤)



就任にあたって



会長代理

坂井 和弘

任期満了に伴

い三条市農業委

員が改選され五月より新体制がスタートしました。初総会で会長代理という大役を拝命する事になりました。会長を補佐し三条市農業の発展に微力ではありますが努力いたします。スタートし半年経過しました。今年は年明けから大雪、四月には爆弾低気圧の通過で育苗施設は大打撃を受けました。また梅雨明けからは昨年以上の猛暑、農作物の管理には苦労しましたが稲作については県内全体で品質の低下する中で、三条地域では高品質を維持できた事は皆さんの努力の結果だと嬉しく思います。私達農業者を取り巻く現状は厳しく、高齢化の進む一方で後継者不足、増える耕作放棄地対策、消費税率の引き上げ、TPP交渉のゆくえ等、多くの難問が山積しております。国の農業再生計画で新たに今年度から「人、農地プラン」の取組も始まりました。私ども農業委員は農業者の代表として先頭に立

ち皆さんと共に考え、農業所得向上と農業の確立に向け頑張ります。今後ともご支援ご協力をお願い申し上げます。

正副部長視察研修

上越市稲田
(独)農業・食品産業技術総合研究機構
 中央農業総合研究センター
 北陸研究センター

昭和19年に上越市に発足し、70年近い歴史があります。敷地面積は23畝で東京ドーム約5個分あり、職員数は150人で研究・開発をしています。

はじめに研究員より3品種の稲の説明がありました。

① みずほの輝き

いもち病に強く耐倒伏性はやや強い、食味検査結果(平成12年~19年、8年間の平均)では炊飯米の外観、食味とも「コシヒカリ」に優る。

上越市およびJAえちご上越の協定研究および共同研究の結果「こしいぶき」「コシヒカリ」との作期分散による収穫作業の集中を回避できることが明確となった。

22年度より、新潟県で産地品種銘柄に指定。平成24年度はJAえち

ご上越が約400畝の生産予定。生産した「みずほの輝き」は上越市内のスーパーなどで販売、その他インターネットで購入できるとのこと。

② 笑みの絆

高温耐性に優れ、寿司米に向く水稻品種。玄米は「コシヒカリ」よりやや小粒で、千粒重もやや軽く、心白および背白の発生が少なく、光沢に優れます。また、2010年の猛暑下においても玄米の白濁が少なく、高温にも強いことがわかりました。

③ 楽風米

楽風米は栽培しやすく清酒と泡盛双方に向く初の酒造用品種。清酒の酒造会社では、各社の個性を生かした製品開発の動きが活発化しており、高品質で低コスト生産が可能で栽培しやすい酒米への関心が高まっている。

泡盛の原料の大部分はタイ等からの輸入米であり、国産米を利用した高品質な泡盛の醸造が可能となれば、希少価値があり安全で安心感のある製品として新たな需要が見込める。

その後、展示圃場へ移動して説明がありました。圃場では150種以上の稲が植えられています。その中にはここで生まれた品種の「どんとこい」「キヌヒカリ」や全国

で植えられている「コシヒカリ」「ひとめぼれ」があります。また変わった名前や草丈が短かったり、粒に色がついている稲など、おもしろい品種の稲も植えられています。

センターで多くの品種を守り続け、将来に向け決して終わりの来ない、大きな目標に向かって研究・開発を頑張っておられる職員の皆様には頭が下がります。(金子)

選挙人名簿登録申請は
1月10日(木)が締め切り

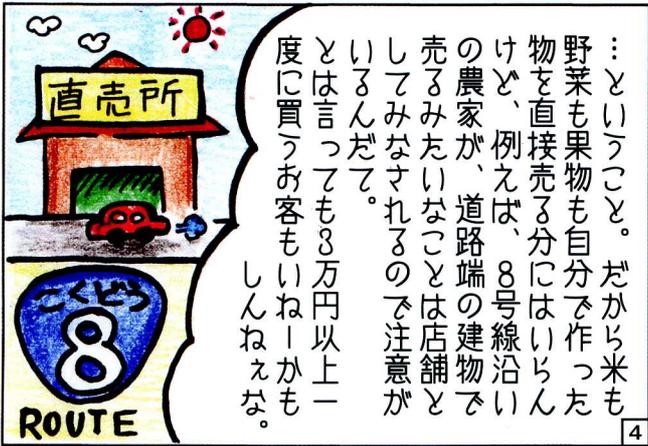
選挙人名簿登録申請書を12月下旬に郵送します。耕作面積や家族の農業従事日数などの記入の上同封の返信用封筒で返送してください。

選挙人名簿に登録申請できる者の要件は次のとおりです。

- ① 市内に住所を有する者で、平成25年3月31日現在で満20歳以上の者
- ② 10a以上の農地につき耕作の業務を営む者
- ③ 耕作の業務を営む者の同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事している者
- ④ 10a以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作の業務に従事している者

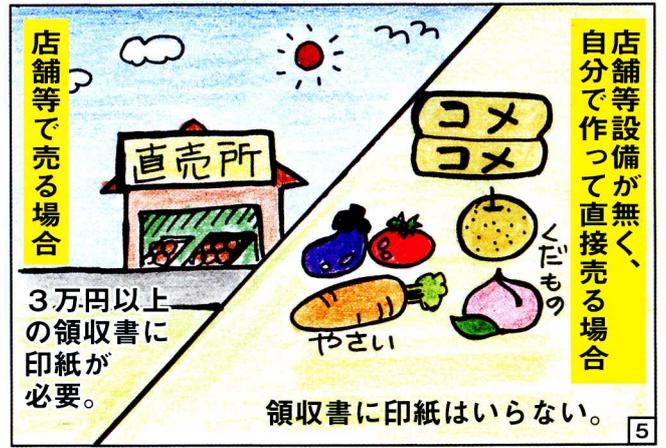
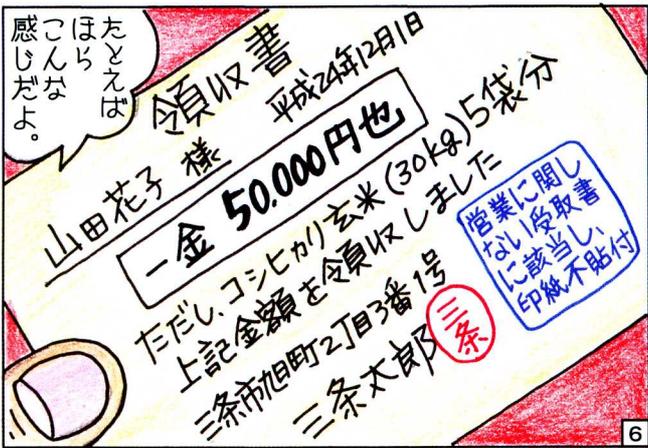
知ってますか!?

農家と収入印紙



店舗、その他これらに類
する設備を有しない農業、
林業又は漁業に従事する
者が、自己の生産物の販
売に関して作成する受取
書は、営業に關しない受
取書に該当します。

《印法別表第1の17》
《印基通別表第一第17号文書の24》



日	内容	場所
8月6日	新規農業委員研修会	(新潟市)
9日	地域別農業委員研修	(新潟市)
17日	県常任会議員会議	(新潟市)
9月1日	農地パトロール	
18日	県常任会議員会議	
24日	第2調査部会	
28日	総会・向日葵編集会議	
10月12日	南蒲郡協農業委員研修会	
18日	県常任会議員会議	
19日	農政対策部会	
25日	第3調査部会・農地移動あつせん会議	
31日	総会・正副部会長会議	
11月5日	農地移動あつせん会議	
8日	農年加入推進対策会議	(新潟市)
12日	農地移動あつせん会議	
13日	市長へ25年度農林関係要望	
15日	向日葵編集会議	
20日	県農業委員大会	
26日	第1調査部会	
30日	総会・県内研修	(南魚沼市)
12月6日	全国農業委員会会長集會	(東京都)
18日	県常任会議員会議	
21日	第3調査部会 (予定)	
27日	総会 (予定)	

老後の備えは農業者年金で安心!

女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を!



老後の備えは万全ですか?

現在65歳の農業者年金加入者の平均余命は、**男性が22年(87歳)、女性が27年(92歳)**です。**女性の老後は男性以上に長い道のり**です。

日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。

農業者年金は女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします。

農者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は月額最高6万5千5百円、夫婦二人で13万1千円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万円が必要となるデータがあります。→ 月額約10万円不足!

農業者年金は国民年金の不足分をしっかりとカバーします。

家族経営協定を結べば 保険料の国庫補助も受けられます。

認定農業者で青色申告をしている夫と家族経営協定を結んで農業経営に参画している妻も**保険料の国庫補助**が受けられます。

農業者年金は女性の農業経営への参画をしっかりと応援します!



農業者年金へのご加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。
一人一人の備えが大切です。

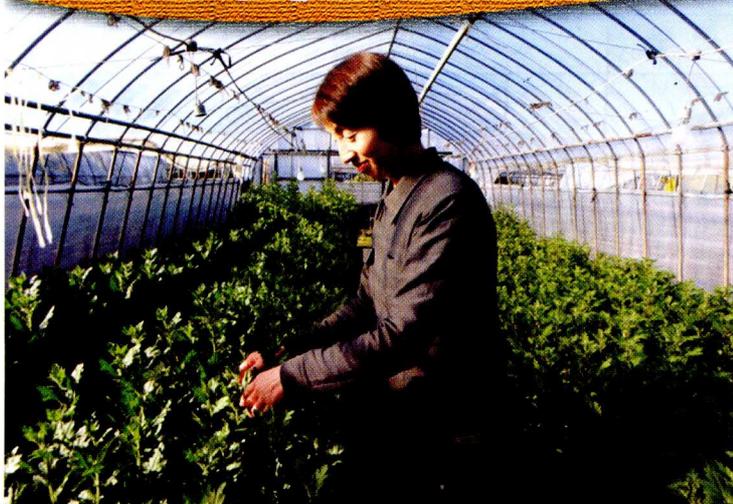
農業者年金に夫婦で加入した場合と夫のみ加入した場合の比較

		夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入し、農業者年金加入者の平均余命(87歳、女性92歳)まで生存するとして比較	
		65歳~87歳の年金額(夫婦)	88歳~92歳の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	○国民年金 夫：月額 6万5千5百円 妻：月額 6万5千5百円 計：月額 13万1千円	合計：月額 17万円	○国民年金 妻：月額 6万5千5百円
	○農業者年金 夫：月額 3万9千円		○農業者年金 なし
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	○国民年金 夫：月額 6万5千5百円 妻：月額 6万5千5百円 計：月額 13万1千円	合計：月額 20万3千円	○国民年金 妻：月額 6万5千5百円
	○農業者年金 夫：月額 3万9千円 妻：月額 3万3千円 計：月額 7万2千円		○農業者年金 妻：月額 3万3千円
		合計：月額 20万3千円	合計：月額 9万8千5百円



(注) 農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り1.35%、65歳以降の予定利率は1.35%として行っています。

国民年金 プラス 農業者年金 へ加入



「新たに加入された声」

今年新規に農業者年金に加入された安達春代さんは、三条市中心部より西に5キロほどいった栄地区泉新田にお住まいです。

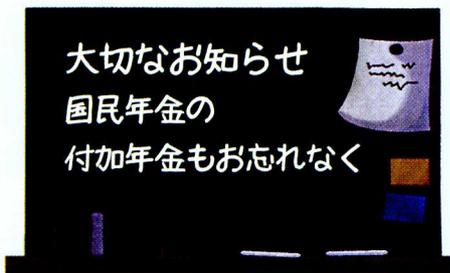
農家に嫁がれてから、御主人と共に家族で専業農家を営まれておられ、3人のお子様を立派に育

て上げた優しく活発なお母様です。

農業経営は稲作を中心に野菜の販売及び野菜苗の販売を手がけ、当初は野菜販売を自ら売りにする事に少々ためらっておられた様ですが、徐々に慣れ、今ではお客様から多く声をかけられ注文を受け積極的に販売をされています。一本一本の野菜の苗を愛情をこめながら丁寧な育て農業者のプロとして

農作業を楽しみながら安くて安心・安全な野菜を地域のお客様に提供されています。

今回農業者年金に加入した動機は、今まで国民年金に加入していましたが受給に際し十分ではないと感じた事でした。しかし以前から興味はあったものの、手続きが面倒そうだし年齢的にもう遅いのではないかと考えていたところ、昨年の「向日葵」を読んで、手続きは簡単そうだし「後数



農業者年金の加入者には、国民年金の付加年金（月額400円）に加入する義務があります。

この付加年金とは、国民年金保険料に上乗せして納付するもので、月額400円を納付すると、付加年金として毎年200円×納付月数の付加年金が受給できます。

例えば、付加保険料を20年間（240月）納付した場合

支払った付加保険料… 月400円×240月＝96,000円

受け取る付加年金（年額）… 200円×240月＝48,000円

つまり、2年間付加年金を受給すると、自分で負担した保険料を回収できることとなります。

年でも掛け金を積み上げれば少しでも国民年金の上乗せになる」と思い加入されたそうです。
この年金は公的年金であり、税制面でも掛け金は全額控除が受けられ、積み立て方式でしっかりしている基金であるため安心して加入することができました。
今後は、多くの農業に携わる人が安心して農業を続けられるよう、年金体制を充実されることを期待されておられました。

（阿部新）

農業者年金の申込みは 農業委員会・JA窓口へ

問い合わせ

三条市農業委員会事務局
JAにいがた南蒲各支店

申込手続きは簡単です。
お気軽にお問い合わせください。



農地を売買・貸借・転用する場合には、
農地法による許可が必要となります。



制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可の基準
3条	農地を耕作目的で売買・贈与・貸借等する場合	譲渡人と譲受人	農業委員会 会長	<ul style="list-style-type: none"> 譲受人はその世帯員が申請地を含むすべての農地を効率的に利用し、耕作すると認められる。 譲受人又はその世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められる。 申請地において行う農業内容等からみて、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められる。 譲受人の耕作面積が、申請地を含めて50a以上であること。 申請地について、賃借権等の使用収益を目的とする権利を有する者がいないこと。 <p>ほか</p>
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	農業委員会 会長	市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。
5条	農地を所有者以外の者が転用し、所有権の移転又は賃借権等の設定をする場合	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）		

立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農振農用地	市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団農地（10ha以上） ・ 農業公共投資対象農地 ・ 生産力の高い農地 	原則不許可 (土地収用法対象事業等は例外)
第2種農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ・ 市街地として発展する可能性のある農地 	第3種農地に立地困難な場合に許可
第3種農地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市的整備がされた区域内の農地 ・ 市街地にある農地 	原則許可

違反転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

現状回復等の命令、罰則の適用があります。

①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
②違反転用における現状回復/命令違反	(法人は1億円以下の罰金)

✗ 資材置き場にした



✗ 青空駐車場にした



✗ 産廃の捨て場にした

一般基準(主なもの)

事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資力と信用があるか ・ 転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか ・ 遅滞なく転用されるか ・ 他法令による許認可が得られる見込みがあるか <p>ほか</p>	被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配はないか ・ 周辺の営農条件に支障がないか <p>ほか</p>	一時転用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時転用後、耕作されることが確実か ・ 所有権以外の権利設定か
----------	--	------	---	------	--

◎農業用施設等に関する許可の例外

農地の保全及び利用の増進(農道・水路等)や、2a未満の農地を農業用施設(農作業所・農機具格納庫等)用地として利用する場合は許可不要です。代わって農業委員会への申請を行って下さい。

プロの技！ 百姓の知恵！

土作り編

永久保存版

プロ仕様の育苗用土作りをご紹介します。

簡単にできます。ポイントは水分調整です。

用意するもの

田んぼか畑の土 わら
米ぬか くん炭

※土は60℃で発酵させるので雑草や種子が入っていてもかまわない。

作業手順

- 1 土を円形に20cm前後の高さで広げる。
- 2 米ぬか(10cm) → わら(薄く) → くん炭(1cm以内)の順で敷く。
(土:米ぬかは2:1~1:1)
- 3 ジョーロで水を均等にやる。(水分量55%にする)
※1から3を繰り返す。
- 4 ビニールシートを上からかぶせる。
- 5 温度計を挿し60℃になったら切り返し。
※5を2・3回繰り返したら完成(60℃にならなくなったら完成)

1 土を広げる



2 米ぬかわらを敷く



くん炭を敷く



3 水かける



重要！ 水分調整

- ・ゴム手袋で土をギュッと握り、指の間から土が少し出る程度が水分55%の状態。
- ・水分50%でも60%でも発酵温度60℃にはならない。
- ・くん炭が多いと70℃までいき、切り返しの回数が増える。



20日大根生育実験

発酵がうまくいけば、20日大根が肥料なしで育ちます。

プロの技おまけ！ ダイコン編



左回りで抜くと簡単

ダイコンの収穫はネジを外す要領で時計回りの反対に回しながら抜くと驚くほど簡単に抜けます。

ダイコン収穫後の畝の穴に土を入れます。そこに新たにダイコンの種を蒔きます。畝作りも不要できれいなダイコンができますよ。



農地移動適正化 あっせん事業

農地について、「売りたい」「買いたい」「貸し付けたい」「借り受けたい」などの農地移動のあっせんは農業委員又は農業委員会へ申し出てください。

●事業要件（売買に関連して）

- ① 農振農用区域内の農地であること。
- ② 譲受人が譲受後の経営面積が基準面積以上であること。

地区別	経営基準面積
三条地区	160a
栄地区	180a
下田地区	110a

※経営基準面積以下でも、農業従事者1人当りの農業所得が200万円を超える場合は、基準相当とみなします。

- ③ 譲受人が農業によって自立しようとする意欲と能力を有する農業を営む者であること。
- ④ 売渡し又は貸し付けの相手方を指定しないこと。
- ⑤ 実質的な契約がなされていないこと。
- ⑥ 不動産業者等が介入していないこと。
- ⑦ その他あっせん事業の対象として不適切な事実がないこと。

三条市農業委員会編集・発行
〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

●優遇措置

- ① 農地等を譲渡した場合所得税の80万円特別控除
- ② 譲受人は登録免許税や不動産取得税の軽減
- ③ 所有権移転手続きは農業委員会が行う

全国農業新聞

発行日 毎週金曜日（月4回）
購読料 月額600円（送料・税込）
申込先 農業委員会事務局
（毎月15日までの申込みで、翌月から送付いたします。）

●申請書の締め切りは毎月10日です



農地の所有権移転の許可申請や農地転用許可申請などの締め切りは毎月10日（10日が休日の場合は翌日）となっています。

農地の売買、貸借などの締め切り日

農地法第3条、4条、5条、
基盤強化法関係

1月10日(木)	2月12日(火)
3月11日(月)	4月10日(水)
5月10日(金)	6月10日(月)

総会開催日

1月31日(木)	2月28日(木)
3月28日(木)	4月30日(火)
5月31日(金)	6月28日(金)

農地を相続したときは… 届出をお願いします。



届出は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

※登記完了を確認できる書類等を持参願います。

農業委員会では、相続した方が自分で耕作等できない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

◆◆◆編集後記◆◆◆

今年春の爆弾低気圧に始まり夏は日照りで猛暑と、近年天候の大きな変化に対応を苦慮する状況が増えてきました。さぞや農家の方々は気の休まらない日々を過ごされたことでしょう。こんな中でも今年の作柄は10年ぶりの豊作。農家の努力が報われて一安心です。さて、9月に農地パトロールを実施したのですが、保全管理の農地があまりにも草ボウボウとなっている所が多く見受けられ、これはいかなるものかと思ひ悲しくなりました。どうか適切な管理をお願いする次第です。

農地は未来の人からの預かりものです。大切に管理して次の世代に良い農地だよと胸を張って渡せるようにしましょう。

第14号の会長名が誤っていました。正しくは野崎文夫で訂正させていただきます。

来年が良い年でありますよう編集委員一同お祈りいたします。

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 大竹 正信 |
| 副委員長 | 田邊 稔 |
| 委員 | 金子 純一 |
| | 廣川 哲也 |
| | 渡邊 一英 |
| | 内山 清 |
| | 阿部新一郎 |
| | 阿部眞佐雄 |
| | 蒲澤 正 |

電話(34)5511 FAX(33)7250
Eメール nouji@city.sanjo.niigata.jp

ホームページアドレス
http://www.city.sanjo.niigata.jp/nouji/index.html